

意見書

平成22年3月19日

総務省地域力創造グループ地域情報政策室 御中

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会
日本マルチペイメントネットワーク運営機構

「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン（案）」に関し、以下のとおり意見を提出します。

別紙に記載。

以上

頁	項目	ガイドライン記述内容	意見
24	2.4 地域住民・企業から見た意義(1)手続きのオンライン化	また、ASP・SaaSはこれまで地方公共団体で実施されていなかった民間企業の新しいサービス形態(マルチペイメントなど)への柔軟な対応が可能であり、公共サービスの充実が期待できる。	<p>左記において、マルチペイメントネットワーク（ペイジー）について括弧書きの記載があるが、納付部分も含めてオンライン化することの意義が明確に分かるような記述として頂きたい。</p> <p>理由としては、行政ワンストップサービスを実現するためには申請・登録のオンライン化とともに納付部分のオンライン化が必須と考えるからである。各種申請や登録をオンライン化したとしても、それに伴う手数料等の納付のために地方公共団体窓口や金融機関窓口へ出向くこととなった場合、住民はオンライン化のメリットを十分に享受できない。手続きのオンライン化の際に納付も含めて可能とすることは、地域住民・企業から見た意義が大きいと考える。</p> <p>具体的には次のような記述をお願いしたい。</p> <p>「また、ASP・SaaSは公金決済サービス（マルチペイメントネットワーク（ペイジー）など）との連携を実現することにより、納付まで含めてオンライン化することが可能となるため、行政サービスのワンストップ化がより促進され、住民サービスの大幅な向上が期待できる。」</p>
40	3.4.2 ASP・SaaSと既存システムとの連携	また、納付を伴う申請を処理する場合、公金決済サービスと電子申請サービスとの連携が確保できれば、納付情報や収納情報をこれらのサービスで共有することも可能となる。	<p>左記において、「公金決済サービス」という記述を「公金決済サービス（マルチペイメントネットワーク（ペイジー）など）」として頂きたい。</p> <p>理由としては、公金決済サービスを具体的に記載した方が地方公共団体等に理解されやすいと考えるからである。</p>